

## 第5節 経済企画庁および行政理庁担当部門

### 経済企画庁

- I 水道および清掃部門
- II 金融・保険および不動産部門
- III 通信部門
- IV サービス部門（農業サービスを含む）
- V 家庭的修理部門

### 行政管理庁

- VI 仮設部門（但し、不動産賃貸料は経済企画庁担当）

#### I 水道および清掃部門

〔上水道・下水道（52001, 52002）〕

##### 1 定義および範囲

公共の用に供する上下水道で企業ベースとする。営業的水道および自家用私設上下水道を含まない。

水道の生産額は使用料および手数料の収入合計とする。

上下水道の赤字分は補助金で相殺したものとして補助金の欄に計上する。

##### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	地方財政統計年報	35年度	自治省	CT. I
②	上水道統計	"	日本水道協会	CT. I
③	公共下水道統計	"	"	CT. I
④	東京都水道事業会計決算書	"	東京都水道局	I
⑤	東京都下水道事業会計決算書	"	"	I
⑥	大阪市水道事業会計決算書	"	大阪水道局	I
⑦	昭和35第産業別間接費の推計	35年	経済企画庁経済研究所	O
⑧	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	35年度	"	I

##### 3 推計方法

###### (1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

資料(1)における企業会計、特別会計、一般会計の上下水道の使用料および手数料の合計額による。

###### (2) 投入内訳の推計

資料①, ②, ③によって総経費, 営業費, 維持修繕費, 固定資産償却費の各支出総額をとり, その内訳は東京・大阪の上下水道の決算書を中心として資料④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧の支出構成比によって分割して推計した。

###### (3) 産出配分の推計

上水道の配分は, 最初に資料(2)によって, 家事用, 官公署学校用, 営業用, 工業用, 湯屋用, 船舶用, 共用栓, 公共栓その他等の用途別給水量から用途別の使用料を決定し, そのうち産業用については資料⑦の産業別の光熱水費の配分構成比によって分割推計した。

##### 4 推計上の問題点

###### (1) 工業用水の産業別分割について

製造業内の工業用水の分割は, 「産業別間接費の推計」資料⑦の光熱水費一本の配分構成比によっていることの問題点である。

この点については, 各産業の原単位から推計された工業用水使用料からも検討したが, とくに工業用水を比較的多量に使用するとみられる化学・石油・石炭製品等について配分不足がでてきたので, 大幅な修正をほどこさざるを得なかった。しかし, 原単位調査から推計された工業用水も公共用水と自家用水の両方を含むので, 自家用水の分を除いて比較しなければならないが, 両者を分離することがむずかしいので問題を残している。

###### (2) 配水管移設工事費, 路面復旧費の取扱いについて

経常支出か, 資本的支出のいずれに取扱うかの問題であるが, ここでは資本支出として処理した。

〔清掃業 (52003)〕

1 定義および範囲

民営の主として、じんかい、汚物などの処理および便所の清掃、消毒を行なう事業所をいう。一般政府の行なう清掃活動は含まない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告	35年	総理府統計局	CT.
②	民間給与実態調査	35年度	国税庁	I.
③	昭和35年産業別間接費の推計	35年	経済企画庁経済研究所	CTO
④	法人企業統計年報	35年度	大蔵省理財局	I.
⑤	市町村決算状況調査	"	自治省	I.
⑥	昭和35年産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.
⑦	昭和34年国富調査報告	"	"	I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

清掃業の雇用者数(資料①)に従業員1人当たり給与額(資料②)を乗じて勤労所得を算定、その額を人件費率(資料③, ④)で除して産出額を推計した。

(2) 投入内訳の推計

資料③, ④, ⑤, ⑥によった。

(3) 産出配分の推計

昭和35年国富調査報告(資料⑦)の住宅と非住宅の評価額の配分比率を参考にして推計した。

4 推計上の問題点

(1) 清掃業の内容の不明確

日本標準産業分類およびSNA(国連標準産業分類)による清掃業は、じんかい、汚物等の処理業、下水道等となっているが、これらの部門は、日本ではほとんど地方公共団体(普通会計)によって運営されており、それ以外の民営の清掃業の内容が明らかでない。

(2) 産出額の推計方法について

資料的な制約からやむを得ない方法であるが、その精度に問題がある。

II 金融・保険および不動産部門

〔金融業 (62000)〕

1 定義および範囲

(1) 銀行などの金融仲介業の生産額は、手数料収入と帰属サービスの合計額とした。したがってこの生産額は、金融仲介業の「営業収入-預金利息」となる。

(2) 証券業者の生産額は仲介手数料合計とした。

(3) 質屋、日本信販等の消費者金融業者の生産額は帰属サービス総額とした。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	銀行局金融年報	36年	大蔵省	CT.
②	郵政統計年報	35年	郵政省	CT.
③	全国銀行財務諸表分析	"	全国銀行協会 連合会	CT, I
④	全国相互銀行財務諸表分析	"	全国相互銀行協会	I.
⑤	全国信用金庫決算処理状況	"	全国信用金庫協会	I.
⑥	有価証券報告書総覧	36年度	大蔵省	I.
⑦	国民所得白書	35年	経済企画庁	CT, I.
⑧	法人企業統計年報	"	大蔵省	I.
⑨	農家経済調査	"	農林省	I.
⑩	経済統計月報	"	日本銀行	I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①, ②, ③, ④, ⑤などより、金融機関の種類別に、損益計算書(35年度)から「投資収入マイナス預金利息」(帰属サービス)と手数料収入をとってとめた。証券会社の手数料収入については大蔵省業務資料によった。

以上の方法でもとめた計数は、いずれも35年度のものでその合計額を、国民所得統計における金融業帰属サービス額の35年度対35暦年の比率(95.3%)により35暦年に補整した。なおこの補整は、投入の各部門についてもすべて同様の方法で行なった。

(2) 投入内訳の推計

投入部門のうち勤労所得、資本減耗引当、間接税については、産出額と同様に損益計算書から、該当項目をとってとめた。ただし損益計算書からこれらの該当項目をもとめられなかった金融機関については、類似金融機関の産出額にたいするこれらの項目の割合を使って推定した。なお勤労所得については、労働省計数との調整過程で、ほぼ同省の計数を採用することとした。

営業余剰については、損益計算書から「年間純益金+資

本損失－資本利益＋補填準備金純増額」を算出してもとめた。ただし一部の金融機関については年間純益金をそのままとったものがある。

その他の投入部門については、資料⑥、および大蔵省業務資料などより各部門の構成比をもとめ、これを金融業産出額に乗じて算出した。

### (3) 産出配分の推計

まず各金融機関別に、家計、個人企業、法人企業、政府企業、一般政府などの経済主体別の預金残高を推計し、この預金残高に比例して、これらの経済主体別の配分額をもとめた。ついでこの金融機関別、経済主体別配分額を各経済主体ごとに集計し、家計、一般政府の分は最終需要に、また企業の分は、個人企業、法人企業、政府企業ごとにそれぞれ各産業に配分した。上記の推計のうち、経済主体別配分額については、全国銀行、相互銀行はそれぞれの「預金者別預金統計調査」(資料⑩)、その他金融機関は照会調査にもとづいて算出した。また企業分の産業別配分については、個人企業は国民所得統計の個人企業産業別所得額により(ただし農業のみは資料⑨の預貯金額から推計)法人企業は資料⑨の産業別預金残高により、政府企業は各政府企業の所得額(各政府企業をその属する産業に分類)により算出した。なお上記の産業別配分を産業連関表の産業別付加価値額によりさらに細分した。

### 4 推計上の問題点

- (1) 産出額のうち、約20%は業務統計によらず推計によるものとめられている。たとえば農業協同組合は、その損益計算書から信用部門を分離することができないので、信用金庫の産出額を基礎として、預貯金プラス貸出額の信用金庫を農協組との比により推定した。なお金融業産出額のうち、手数料収入(証券業者手数料収入を含む)は約21.2%、帰属サービス額は約78.8%である。
- (2) 投入内訳のうち、とくに内生部門については、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産業部門や昭和30年産業連関表の金融業の内訳[30年については「金融業経営費内容調査」(経済企画庁)によった]を参考にしてもとめた。
- (3) もともと金融業の「帰属サービス」なるものが仮定の「生産物」であるから、その産出配分が十分に客観的根拠にもとづくものとはいいいにくい。国連の標準方式にしたがって、銀行の「生産物」(帰属サービス)は預金者に「販売」されるという前提のもとに、各部門の預金額に比例し

て配分されたものである。なお一般政府への配分は基礎資料の関係で、企業会計の分が十分に除かれていない。

## 〔生命保険業(63001)〕

### 1 定義および範囲

生命保険の生産額は営業経費総額(帰属賃貸料を含む)とする。ただし株式会社組織の生命保険については、営業純利益も含むこととする。なお郵便年金もこの部門に含めた。

### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	保険年鑑	36年	生命保険協会 日本損害保険協会	CT.
②	銀行局金融年報	"	大蔵省	CT.
③	郵政統計年報	35年	郵政省	CT.
④	国民所得白書	"	経済企画庁	CT.
⑥	有価証券報告書総覧	35年度	大蔵省	I.

### 3 推計方法

#### (1) 産出額の推計

生命保険会社については、資料①の損益計算書より「事業費＋間接税＋減価償却費」をもとめ、さらに株式会社組織のものについてはこれに営業純利益を加えて算出した。また郵便年金、簡易生命保険については、資料③の損益計算書より「貸付利子－支払利子」をもとめて算出した。この産出額は35年度分であるので、国民所得統計における生命保険帰属サービス額の35年度対35歴年の比率(96.2%)により35歴年に補整した。

なおこの補整は、投入の各項目についてもすべて同様の方法で行なった。

#### (2) 投入内訳の推計

投入部門のうち勤労所得、資本減耗引当、間接税については上記の損益計算書、および大蔵省、郵政省の業務資料より推計してもとめた。他の投入部門については大蔵省、郵政省の業務資料を基礎にして推計した。

#### (3) 産出配分の推計

産出額の総額をすべて家計消費に配分した。

### 4 推計上の問題点

- (1) 相互生命保険会社は家計の集団という考え方をとっているため、その剰余金は産出額にも、営業余剰にも含まれていない。
- (2) 投入内訳のうち、とくに内生部門については、金融業と同様、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産

業部門や30年産業連関表の内訳を参考にしてもとめた。

## 〔損害保険業（63002）〕

### 1 定義および範囲

- (1) 損害保険の生産額は営業経費プラス営業純利益総額とする。
- (2) 官公営の損害保険も含む。

### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	保険年鑑	36年	生命保険協会 日本損害保険協会	CT.
②	特別会計決算書	35年	大蔵省	CT. I
③	銀行局金融年報	36年	"	CT.
④	有価証券報告書総覧	36年度	"	I.
⑤	法人企業間接費調査	35年	経済企画庁	I.

### 3 推計方法

#### (1) 産出額の推計

損害保険会社については、資料①の損益計算書「損害査定費＋一般管理費・営業費＋投資経費＋間接税＋減価償却費＋剰余金＋直接税＋諸積立金増＋財産売却純益＋保険業法86条積立金への繰入」をもとめて算出した。国営損害保険については資料②より事業経費をもとめた。この産出額は35年度分であるので、国民所得統計における金融業と生命保険の帰属サービスの35年度対35歴年の比率（95.7%）により35歴年に補整した。なおこの補整は投入の各項目についてもすべて同様の方法で行なった。

#### (2) 投入内訳の推計

投入部門のうち、勤労所得、資本減耗引当、間接税については、産出額推計の場合と同じ資料からもとめた。その他の投入部門については、資料④および大蔵省業務資料などより各部門の構成比をもとめこれを損害保険産出額に乗じて算出した。

#### (3) 産出配分の推計

国営の損害保険については、それぞれの保険が担当する産業各部門へ配分した。民間の損害保険については、まず照会調査により家計消費の部分をもとめ、ついでこの家計分を除いた残額を、資料⑤を基礎に算出した産業別支払保険料の構成比により内生部門の各産業へ按分した。

### 4 推計上の諸問題

投入内訳のうち、とくに内生部門については、生命保険

と同様、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産業部門や30年産業連関表の内訳を参考にしてもとめた。損害保険の家計消費は家計用動産の損害保険にみあうものである。住宅の損害保険は内生部門の住宅賃貸料に計上され、家計消費には直接産出されない。

## 〔不動産仲介業（64011）〕

### 1 定義および範囲

日本標準産業分類593建売業、土地売買業、594不動産代理業、仲介業、599その他の不動産業からなる。ただし、建売業の建設活動は建設部門に含まれる。したがって、不動産仲介業の生産額は仲介手数料マージンとなる。

### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁統計年報告書	35年	国税庁	CT.
②	事業所統計調査報告	"	経理府統計局	CT.
③	国民所得統計	"	経済企画庁	CT.
④	有価証券報告書総覧	"	大蔵省	I.
⑤	昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁	O.

### 3 推計方法

#### (1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

法人については、資料④によって1事業所当りの所得額を求め、資料③の基礎資料によって求めた所得率の逆数を乗じて1事業所当り収入額とし、これに資料②による事業所数を乗じて法人分の産出額を算出した。

個人については、資料②による1事業所当りの従業者数を用いて法人事業所と個人事業所との較差を求め、これを法人1事業所当り収入額に乗じて個人1事業所当り収入額とした。これに資料②による事業所数を乗じて個人分の産出額とした。この合計を産出額とした。

#### (2) 投入内訳の推計

資料④により、仲介部分の費用内訳によって投入内訳を求めた。

#### (3) 産出額配分の推計

資料⑤により、各産業部門に分割した。

### 4 推計上の問題点

仲介マージン部分の推計が困難である。ここでの推計は、不動産業1事業所当り平均収入を、不動産仲介業の平均収入としているが、これが仲介手数料マージンとなっているかど

うかについて疑問が残る。投入構造についても、損益計算書から仲介部門についての費用構成を抜きだすことを試みているが、正確に把握することは困難である。

### 〔住宅賃貸料 (64020) 〕

#### 1 定義および範囲

家計の使用する住宅の粗賃貸料である。社宅、官公舎、不動産業の経営する住宅のほか、個人所有住宅の帰属家賃も含まれる。

#### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国民所得統計	35年	経済企画庁	CT.
②	国富調査報告書	"	"	CT.
③	建設省地代家賃実態調査抄報	"	建設省	I.

#### 3 推計方法

##### (1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①の、個人消費支出における総家賃 (公営住宅、給与住宅の家賃評価の改算、家賃に入るべき借家人自己負担分の修繕費を加算した額) をもって産出額とした。

##### (2) 投入内訳の推計

資料③により、投入内訳を算出した。修繕費については、上記の、借家人自己負担分の修繕費を加算した。

##### (3) 産出配分の推計

定義上、全額個人消費支出に配分される。

### Ⅲ 通信部門

### 〔電信、電話 (73001) 〕

#### 1 定義および範囲

電報、電話サービスを公共の用に供する事業所のみで、私設電話、専用電話、および水産庁漁業用陸上無線電話局は除かれる。

#### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	電信電話年鑑	35年度	日本電信電話公社	CT.
②	日本電信電話公社決算内訳書	"	同上社 経理局会計課	CT. I.
③	国際電信電話年報	"	国際電信電話KK	CT.

④	国際電信電話(株)決算内訳書	"	同上社 会計課調査係	CT. I.
⑤	法人企業間接費調査	"	経済企画庁経済研究所	O.
⑥	郵便事業特別会計、歳出、歳入決算明細書	"	郵政省	I.

#### 3 推計方法

##### (1) 産出総額の推計

国内電信電話については、資料①、②により営業収入210,421,711千円 (内電信198,161,970千円、電話12,259,791千円)、国際電信電話については、資料③、④により営業収入7,792,676千円 (内電信6,780,153千円、電話1,012,523千円)、両者合計218,214,387千円を求め、産出総額とした。ただし両者間の委託支払費は重複を除いた。

##### (2) 投入額の内訳の推計

国内電信電話については、資料②により、国際電信電話については資料④により経費の内訳を求め、各産業に配分した。資料⑥は国内電信電話が郵政省へ委託した経費の内訳を求める際に用いた。

##### (3) 産出額の配分の推計

各部門の投入面における推計値ならびに資料⑥による各企業の電信電話料項目の比率の両者を勘案して配分した。  
〔郵便 (73002) 〕

#### 1 定義および範囲

郵便物を送達するサービス業である、郵政省の一部門である。

#### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	郵政統計年報総括編	35年度	郵政省	CT.
②	郵便事業特別会計、歳出、歳入決算明細書	"	郵政省経理局	I.
③	郵政省所管特別会計予算説明書	"	"	I.
④	郵政省郵便部門原価内訳表	"	郵政省統計課	CT. I.
⑤	法人企業間接費調査表	"	経済企画庁経済研究所	O.

#### 3 推計方法

##### (1) 産出総額 (コントロール・トータル) の推計

資料①、④により産出総額62,120,930千円を求めた。

##### (2) 投入額の内訳の推計

資料④により求めた。なお、本資料は、郵政事業の総経費および減価償却費を郵便部門に割掛けている。

(3) 産出額の配分の推計

各部門の投入面における推計値ならびに資料④による各企業の通信料項目の比率の両者を勘案して配分した。

IV サービス部門

〔農業サービス (01200) 〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類中の、05農業的サービス業 (054園芸サービス業は除く) 888獣医業、ならびに8311農業協同組合、8381公団、939その他の非営利団体のうち、主として農業にサービスするもの、をいう。

国際標準産業分類では Agricultural Services の範囲は、刈入れ、包装、害虫駆除、……等を賃料または請負 (fee or contract) で行なうサービスで、Agricultural Services といっても、Services for Agriculture, Animal husbandry and Horticulture と読みとれる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	開業獣医師実態調査報告	36年	日本獣医師会	CT. I.
②	第13次農業協同組合統計表	35年	農 林 省	CT. I.
③	農林省畜産局業務資料	"	"	CT. I.
④	土地改良施設維持管理報告書	"	全国土地改良事業団体連合会	I.
⑤	生産費調査	35年	農 林 省	CT.
⑥	食糧庁決算書	"	"	CT. I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

農業的サービス業は、主として農業協同組合の指導事業 (信用、倉庫、購買、販売、利用活動を除く) が行なうものとし、特に推計を行なわなかった。

獣医業については、開業獣医は資料①により、1獣医師当りの収入額を求め、それに同資料の獣医師数を乗じて産出額を求めた。家畜診療所 (共済関係) については資料③により、1診療所当りの収入額と診療所数を求めてその積を産出額とした。

農業協同組合については、その範囲は上記のとおり指導事業に限定されるが、資料③により、信用事業を行なわないう一般単協、養蚕、畜産、酪農、養鶏、園芸、農村工業、開拓、その他の各専門単協別に経費内訳中指導事業関係費

をもって産出額とした。

土地改良組合、水利組合については、農林省業務資料によった。

食糧検査部門については、資料⑥によった。

(2) 投入内訳の推計

獣医業については、資料④、⑤によった。

農業協同組合については、資料②によった。

土地改良組合、水利組合については、資料④によった。

食糧検査部門については、資料⑥によった。

(3) 産出配分の推計

資料⑤により、農業部門に配分した。

〔公 務 (81000) 〕

1 定義および範囲

公務員、政府常勤職員、非常勤職員の給料、賃金、純賃貸料、帰属賃貸料、減価償却費、固定資産税および家計外消費支出の合計額を生産額とする。

2 推計資料

政府消費と同じ。

3 推計方法

政府消費と同じ。

4 推計上の問題点

政府消費と同じ。

〔教 育 (82100) 〕

1 定義および概念

国立、公立、私立の大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園および各種学校 (認可をうけていない学校を除く) ならびに、学校付属の研究施設 (付属病院を除く)、図書館を含む。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	学校基本調査報告書	35年度	文 部 省	CT.
②	地方教育費の調査報告書	"	"	CT. I.
③	私立学校の支出及び収入に関する調査報告書	"	"	CT. I.
④	文部省一般会計歳出一般報告書	"	"	I.
⑤	学校都道府県別項目別決算書	"	"	I.
⑥	社会教育調査資料	"	"	CT.
⑦	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.

### 3 推計方法

- (1) 産出額（コントロール・トータル）の推計  
 産出額は、私立学校については、営業収入額とし、国公立学校については、帰属賃賃料を含む経費合計とし、資料①、②、③、⑥によって、教育機関486,554,214千円、研究機関5,027,296千円、合計491,581,510千円を求めた。
- (2) 投入内訳の推計  
 学校の設立者（国立、公立、私立）別および、種類（大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、各種学校）別に資料②、③、④、⑤によって計費の項目を合計し、さらに若干の費目については、資料⑦によって、細目に分割し、投入内訳の配分を行なった。

- (3) 産出額の配分の推計  
 私立学校の収入総額は、家計消費に配分し、国公立学校の授業料を含めた残余の額は、一般政府消費に配分した。

### 4 問題点

教育関係の投入配分については、資料も比較的整備されており、問題点としてとくにあげるものはないが、医療関係も同様、国公立学校の帰属家賃の評価基準を明らかにする必要がある。

### 〔医療（82200）〕

#### 1 定義および概念

国立、公立および私立の病院、診療所（歯科診療所）、保健所、助産婦、看護婦業、療術業および歯科技工所を含む。ただし、獣医は「0120農業サービス」に含めた。

#### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国民総医療費の推計資料	35年度	厚生省統計調査部	CT.
②	国公立病院経費の内訳資料	"	同 医務局	CT. I.
③	国立病院特別会計歳入歳出決定計算書	"	厚生省	CT. I.
④	私立病院、診療所経費の推計資料	"	"	T.
⑤	医療経営実態調査総合報告書	"	"	I.
⑥	国立病院年報	"	"	参考資料
⑦	社会医療調査報告	"	"	"
⑧	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.

### 3 推計方法

- (1) 産出額（コントロール・トータル）の推計  
 資料①、②、③により国公立医療機関107,172,614千円、民間医療機関335,377,386千円、合計442,550,000千円を求めた。
- (2) 投入内訳の推計  
 病院の経営別（国、公、私立）規模別（病院、診療所）について、国公立は資料②により、民間は資料④⑥により各経費項目の総計を推計し、細目については、資料⑧により投入配分を行なった。
- (3) 産出配分の推計  
 民間医療機関については、収入総額を家計消費に、国公立医療機関については診療費受入額を含めて残余の額は一般政府消費に配分した。

### 4 問題点

- (1) 民間医療機関の投入配分に当っては、経費調査が医師会によって十分行なわれていないので、厚生省調査の医療費点数による配分を行なったものであるが現状にどこまで適合しているか疑問である。したがって以後経費の実態調査などを行なって補正する必要がある。
- (2) 国公立医療機関については、帰属家賃の評価方法について再検討の必要がある。

### 〔その他の公共サービス（82900）〕

#### 1 定義および範囲

非営利団体である労働団体、学術文化団体、政治団体、社会福祉団体、宗教団体、経済団体、研究機関およびその他の非営利団体が含まれる。生産額は帰属賃賃料を含む経費総額である。

#### 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	労働組合基本調査報告	35年	労働省	CT.
②	各労働組合決算書	"	各労働組合	I.
③	事業所統計調査	"	総理府統計局	CT.
④	日本芸術院決算書	"	日本芸術院	I.
⑤	日本学士院決算書	"	日本学士院	I.
⑥	日本学術振興院決算書	"	日本学術振興院	I.
⑦	官報	"	大蔵省	CT. I.
⑧	福祉団体決算書	"	福祉団体	CT. I.
⑨	社会福祉行政業務報告	"	厚生省	I.

⑩	宗教年鑑	35年	文 部 省	CT.
⑪	各宗派収支決算書	35年	"	I.
⑫	経済団体連合会決算書	"	経済団体連合会	CT. I.
⑬	経済同友会決算書	"	経済同友会	CT. I.
⑭	全国商工会議所決算書	"	"	"
⑮	研究機関基本統計調査	"	総理府統計局	CT.
⑯	科学技術研究調査	"	科学技術庁	I.
⑰	私立学校の支出及び収入に関する調査報告書	"	文 部 省	I.
⑱	昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁	O.
⑲	国 富 調 査	30年・35年	"	CT.
⑳	国民所得統計	"	"	CT.
㉑	昭和35年産業別間接費の推計	35年	"	O.

### 3 推 計 方 法

#### (1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

労働団体については、資料①により、組合員1人当り組合費を求め、それに組合員総数を乗じて経費総額を求めた。

学術文化団体については、資料④、⑤、⑥により、各団体の人件費と総経費の比率を求め、資料③のサービス業編から求めた従業者数と1人当り給与額の積に上記の比率を乗じて経費総額とした。

政治団体については、資料⑦により、政治資金規正法にもとづく収支報告によって経費総額を求めた。

社会福祉団体については、ある社会福祉団体について典型調査を行ない、その人件費と総経費の比を求め、資料③のサービス業編から求めた従業者と1人当り給与額の積に上記の比率を乗じて経費総額とした。

宗教団体については、資料⑩により、各宗派別に信徒1人当り献金額を求め、これに信徒数を乗じて経費総額とした。さらに、同じく資料⑩により、各宗派別に教団頒布物による収入額を求めて、これを加算した。

経済団体については、資料⑫、⑬により、人件費と総経費の比率を求め、資料③サービス業編から求めた従業者数と1人当り給与額の積に、上記の比率を乗じて経費総額とした。

研究機関については、資料⑮により、研究機関中非営利団体であるものについて経費総額を求めた。

その他の非営利団体については、社会福祉団体に準ずる

ものとし、資料③から従業者数と1人当り給与額の積を求め、これに社会福祉団体の人件費と総経費の比率を乗じて経費総額を求めた。

以上の経費総額から、投入内訳算出資料から求めた資本的支出額を引き、帰属家賃を加えたものがコントロール・トータルとなる。

帰属家賃については、以下のようにして推計した。その他の公共サービスに含まれる非営利団体の、帰属家賃の対象となるべき建物の面積などについて、直接調査した資料はない。ただ資料⑱で、建物の評価額を調査した資料がある。この資料では法人分について学校法人、社会福祉法人、宗教法人、その他の公益法人、労働組合等を一括した「非営利サービス業」一本の計数が得られるが、医療法人や学校法人を含んでいるためそのままでは使えない。そこで便宜的な方法ではあるが資料③の従業者数の比率を用いて、対象となるべき建物の評価額を求めた。この評価額から家賃を求めるために、資料⑱から私有建物資産総額を、資料⑳から全家屋家賃総額を求めた。この比を評価額に乗じて帰属家賃総額とした。

#### (2) 投入内訳の推計

労働団体については、典型調査による資料②によって、官公労、民間労組に区分して推計した。

学術文化団体については、資料④、⑤、⑥によった。

政治団体については、資料⑦によった。

社会福祉団体については、資料⑧、⑨によった。

宗教団体については、資料⑩により、各宗派別の決算書の集計によって推計した。

経済団体については、資料⑫、⑬、⑭によった。

研究機関については、資料⑮および資料⑰の研究機関の経費内訳によった。

その他の非営利団体については、社会福祉団体に準じた。

#### (3) 産出配分の推計

その他の公共サービスに含まれる民間非営利団体のうち、主として個人に用役を提供する非営利団体は民間消費支出となり、主として企業に用役を提供する団体は各産業部門の投入となる。したがって労働団体、学術文化団体、政治団体、社会福祉団体、宗教団体、その他の非営利団体、および研究機関のうち主として個人に用役を提供するものは民間消費支出となり、経済団体、および研究機関の



うち主として企業に用役を提供するものは各産業部門に配分される。この配分については、資料②によった。

#### 4 推計上の問題点

この部門は、含む範囲も多岐にわたり、資料的にももっともウィークな部門である。そのため、一部典型調査による経費額調べから求めた経費額——人件費比率を、事業所統計から求めた給与総額に乗じて経費総額を求めるといふ、偏りを生じやすい推計方法をかなり使用している点は問題である。またその場合投入構造も同じ典型調査によっているの、同様に偏りを生じやすい。

### 〔 廣 告 (83001) 〕

#### 1 定義および範囲

日本標準産業分類 833 広告業および各産業部門の広告活動がアクティビティベースで含まれる。さらに新聞、雑誌(その他の印刷出版)、放送の広告収入が含まれるが、これはこれら各部門からトランスファーされる。

#### 2 推 計 資 料

番号	資 料 名	年号	作成者または出所	備 考
①	日本の広告費	35年度	株式会社 電 通	C.T.
②	株式会社電通業務資料	"	"	I.
③	法人企業間接費調査	"	経 済 企 画 庁	I.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	"	C.T.O.

#### 3 推 計 方 法

##### (1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①により、広告代理業者、広告宣伝業者の取扱い高を求めた。各産業部門の企業独自の広告費は、資料③により、広告代理業者、広告宣伝業者への委託分と自社独自の広告費の比率を求め、上記の業者取扱い高に乗じて算出した。この両者の合計を産出額とした。

##### (2) 投入内訳の推計

資料①により、広告代理業者、広告宣伝業者の取扱い高から、トランスファーとなる新聞、雑誌、放送分を求め、残りを代理業者、宣伝業者に分割した。代理業者分については資料②、宣伝業者については資料③、各産業部門独自の広告分については宣伝業者に準ずるものとして資料③を用いて投入内訳を算出した。

##### (3) 産出配分の推計

資料④により、各産業部門に分割した。ただし、資料④

の部門分類と、産業連関表の部門分類と概念の一致しないものについては調整した。

#### 4 推計上の問題点

現在得られる各種の資料では、広告費の範囲が明らかでないものが多い。それは企業経理上の処理がまちまちだからである。ある企業では宣伝部員の給与、見本費、市場研究費などを広告費に計上しており、またある企業ではこれらをぜんぜん含めていない。このため資料①でも、資料④でも、これらの処理は企業それぞれの処理にしたがっていると思われるため、範囲が必ずしも明らかでない。

定義および範囲での規定にしたがえば、アクティビティ・ベースでとらえるのであるから、宣伝部員の給与などは当然広告費扱いであるべきで、その面では過小推計のおそれがあるかも知れない。しかし一方、見本費や市場研究費などは全部が広告費とならないと考えられるので、その面は過大とも考えられる。

いずれにしても、現行の資料を用いる場合は、何らかの補正が必要であるかも知れない。

### 〔その他の対事業所サービス (83009) 〕

#### 1 定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「83対事業所サービス業」と「89法務」のうち「831 農林水産業等協同組合」、「832 事業協同組合」「833 広告業」「838 公団」を除く部門をいう。

主として企業経営を対象としてサービスを行なう事業所である。

#### 2 推 計 資 料

番号	資 料 名	年号	作成者または出所	備 考
①	昭和35年産業別間接費の推計	35年度	経済企画庁経済研究所	C.T.O.
②	民間給与実態調査	"	国 税 庁	I.
③	法人企業統計年報	"	大 蔵 省	I.
④	事業所調査報告	"	統 計 局	I.
⑤	法人企業間接費調査集計結果第1次報告	"	経済企画庁経済研究所	C.T.

#### 3 推 計 方 法

##### (1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①によって推計された部門別の対事業所サービス業に対する投入額を合計したものを産出額とした。

##### (2) 投入内訳の推計

資料①、③、⑤によって推計した。

(3) 産出配分の推計

資料①によった。

4 推計上の問題点

産出額および投入内訳の推計のための資料が弱い。

〔放送 (84001)〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類小分類「683 放送業」とおおむね一致する。ただし、日本放送協会所属の技術研究所および放送文化研究所等の付属施設は、この中に含まれる。これ以外の街頭放送、有線放送は含まれない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	日本放送協会損益計算書	35年度	日本放送協会	CT.
②	日本放送協会経理局資料	"	"	CT. I.
③	商業放送各社の総収入調査	"	電 通	CT.
④	民間放送各社の経営分析	"	民 放 連	CT. I.
⑤	東京放送財務諸表付属明細表	"	東 京 放 送	I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

日本放送協会については、資料①、②により雑収入を除き、受信料と交付金の計32,143,890千円、民間放送は資料③④により雑収入を除き営業収入55,351,600千円を求め、両者の合計87,495,490千円を産出総額とした。

(2) 投入内訳の推計

日本放送協会については、資料②により経費細目を算出し、民間放送については資料④により経費の項目を求め、資料⑤および資料②を参照して投入内訳の配分を行なった。

(3) 産出配分の推計

日本放送協会の産出については、各部門の投入面における推計値を参照して配分し、残余の額は一括して家計消費に配分した。

民間放送については、一括して「83001広告」に配分した。

4 推計上の問題点

放送部門関係はタレントの出演料が大部分の経費を占める

がタレント自身プロダクションを持っているもの、あるいは他のプロダクションに属して報酬を得ているものなど統一されていない。

したがって、タレント出演料の投入配分について適切なI-O基準を定める必要がある。

〔映画 (84002)〕

1 定義および範囲

この部門は映画製作業、配給業、映画館および映画サービス業 (道具や映写機の貸付等) からなるが、これらの各部門の相互取引は含まない。

映画部門の収入は映画館における入場料金、入場税および外国へのフィルムの売却収入である。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁第86回統計年報書	35年度	国 税 庁	CT. I.
②	貿易統計年報書	"	大 蔵 省	CT. I.
③	有価証券報告書	"	日活, 東宝, 大映, 松竹, 東映, 新東宝, 東京テアトル, 武蔵野映画劇場, オーエス劇場	I.
④	事業所統計調査報告 (サービス編)	"	総 理 府 統 計 局	I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

映画部門の産出額は、国税庁統計 (資料①) における入場料金プラス入場税と外国へのフィルム売却収入 (輸出) および入場料金をとらない教育映画・組合支援 (カンパ) の映画製作費等の合計をいう。

(2) 投入内訳の推計

主要映画会社 (資料③) の有価証券報告書によった。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除くすべての産出額を家計に配分した。

4 推計上の問題点

この部門の定義によると映画製作部門と映画館の相互取引は除外することになっているが、映画製作部門で生産される映画フィルムが資本財的な性格をもっているので実際の取引をあらわす場合に問題が多い。

〔その他の娯楽業 (84009)〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類の「中分類87娯楽業」(映画を除く)に

該当する。すなわち、劇場および興行、競輪、競馬、自動車、モーターボート、置場、待合、貸席業、ダンスホール、運動場、遊園地、パチンコ等およびこれに付帯するサービスを行なう事業所をいう。なお、上記の標準産業分類の「その他の娯楽業」に含まれていない「芸能」関係はこの部門に含まれる。

## 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告 (第4巻サービス編)	35年度	総 理 府 統 計 局	CT.
②	事業所統計調査報告 (第1巻全国編1)	"	総 理 府 統 計 局	CT.
③	民間給与実態調査結果表	"	国 税 庁	I.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	経 済 企 画 庁	O.
⑤	事業所統計調査報告 (乙 調 査)	29年・32年	総 理 府 統 計 局	CT.
⑥	国税庁第86回統計年報書	35年	国 税 庁	CT.
⑦	地方財政統計年報	"	自 治 省	I.
⑧	昭和35年産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経 済 企 画 庁 経 済 研 究 所	I.
⑨	法人企業間接費調査集計結果第1次報告	"	"	O.
⑩	風俗営業の許可状況調	"	警 察 庁 保 安 局 防 犯 課	CT.
⑪	警察庁業務関係資料	"	"	CT.
⑫	遊 技 ニ ュ ー ス	"	遊 技 ニ ュ ー ス 社	CT.

## 3 推計方法

### (1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

その他の娯楽業を四つの業種に区分して次のように推計した。

i 国税庁統計 (資料⑥) の入場税表におけるこの部門の入場料プラス税額によった。

ii 競輪、競馬、自動車、モーターボートの競技場および競技団

地方財政における収益事業会計事業収入歳出決算書 (資料⑦) によって次のように算定した。  
(入場料+車馬券売上金+使用料・手数料) 一払戻金

iii 置屋、待合、貸席業、ダンスホール

昭和35年の事業所統計調査 (資料①) によってこの部門の平均事業収入額に事業所数を乗じて推計した。

### iv そ の 他

昭和35年事業所統計調査 (資料⑥) におけるこの部門の事業収入額をベンチマークとして、32~35年年のこの部門の従業員数と入場料金 (映画部門で代用) のそれぞれの伸び率によって35年の産出額を推計した。しかし、このようにして推計された産出額には、各部門の仕入商品の売上額が含まれるので、そのうちもっとも大きいと思われるパチンコの景品額を次の方法で推計して控除した。

警察庁の調査による全国のパチンコ機械台数に平均1台当りの売上額 (競技ニュース社調べ、中級店の年間売上額) を乗じて売上額を推計し、そのうち約50% (競技ニュース社調べ) を景品額とした。

なお、標準産業分類の「その他の娯楽業」には芸能関係の団体が含まれていないので別途に放送部門の投入面から算定された額を産出額に加算した。

### (2) 投入内訳の推計

競輪、競馬、自転車、モーターボートについては、資料⑦と資料⑧の特別調査によった。

### (3) 産出配分の推計

別途推計した家計外消費を除くすべてを家計消費に配分した。

## 4 推計上の問題点

(1) その他の娯楽業のうち、上記のivその他に属する部門が、もっとも推計上の問題が多く、その精度も弱い。

サービス業の事業収入額のセンサスは、三カ年ごとに実施されている事業所統計調査 (サービス業編) が唯一のものである。

この統計は、29年、32年まで各部門の総事業収入額が調査されていたが、35年以降については、収入階級別の事業所数の形式で示されるようになった。したがって総額の算定は、各階級の平均収入に事業所数を乗じて推計する方法をとらざるを得ない。

iiiの置屋、待合、貸席業、ダンスホール等についてはこの方法で推計したものを産出額としたが、ivのその他については、3億以上の収入階級の事業所数が相当にあり、この方法によることが適当でない判断されるので、32年の事業所統計のこの部門の事業収入額をベンチマークとして延長推計を行なった。以上2のつの推計方法は、それぞれ資料上の制約からやむを得ずとった方法であるが、推計

上の誤差をなんらかの方法で検討すべきであろう。

(2) 投入内訳の推計のための資料について

競輪、競馬を除くその他の娯楽業の投入関係資料は、法人企業間接費調査（資料⑨）によったが、この調査におけるその他の娯楽業の標本数がきわめて少なくその代表性に問題がある。

〔飲食店（85010）〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類による飲食店は「大分類G—卸売業、小売業に含まれているが、産業連関表部門分類では、国連標準産業分類にしたがってサービス業部門のうちの独立の部門として扱う。この部門の産出額は、飲食物、たばこなどの仕入原材料商品を除く、サービスのみとする。原則として事業所を単位として把握し、料理屋、レストラン、喫茶店、食堂、そば屋、すし屋、ナイトクラブ、キャバレーなどで主としてその場で飲食させる事業所をいう。なお、待合、貸席業、ダンスホールなどは「その他の娯楽業」に分類される。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁第86回統計年報書	35年度	国 税 庁	CT.
②	事業所統計報告（第1巻全国編1）	"	総 理 府 統 計 局	CT. I.
③	最近におけるわが国の商業	"	通 商 産 業 省	CT.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	経 済 企 画 庁 経 済 研 究 所	I.
⑤	税務関係業務資料	"	大 蔵 省	CT.
⑥	酒類の産業連関表	"	"	CT.
⑦	民間給与実態調査結果表	"	国 税 庁	I.
⑧	商業統計表	"	通 商 産 業 省	CT.
⑨	東京都間接税関係資料	30年度	東 京 都	CT.

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

順序として、まずこの部門の売上額を推計し、その額から仕入飲食料を控除して産出額を算定する。

飲食店の売上額は、次のような方法で推計した。

飲食店の売上額は、商業統計表によって把握することができるが、別途資料（資料④、⑤、⑥）によって売上額に対する仕入飲食料の割合から検討した結果によると相当に

過小と判断されるので、これによらないで次の方法によって推計した。

主として税務関係資料（資料⑤、⑥）によって、個人、法人別に所得総額を算定し、その額をそれぞれ所得率で除して売上総額を推計した。

この売上総額から仕入食糧品の総額（資料⑨により売上額に対する仕入食料品の割合から算定）を控除したものを飲食店の産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料④の産業別間接費調査における飲食店の投入構成比と資料⑨によって推計した。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除く全額が家計へ配分される。

4 推計上の問題点

- (1) 飲食店の売上額の推計方法について
- (2) 売上額に対する仕入食料品の割合について

〔その他の対個人サービス（85090）〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類中分類の80「旅館、貸間・下宿業、その他の宿泊所」、81「対個人サービス業」に相当する。そのうち旅館・下宿等の飲食物・たばこなどの仕入商品については、飲食店の取扱いと同じように産出額から控除する。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告（第4巻サービス編）	35年度		
②	個人サービス業経済調査	"	総 理 府 統 計 局	
③	株式会社白洋社原価計算関係資料	"	白 洋 社	
④	東京都クリーニング業適正化規程	"	東 京 都 クリーニング環境衛生同業組合	
⑤	税務関係業務資料	"	国 税 庁	
⑥	家計調査年報	"	総 理 府 統 計 局	
⑦	公衆浴場実態調査およびその他の調査報告	"	東 京 都	
⑧	全国理容業の標準的費用構成	"	全 国 理 容 環 境 衛 生 同 業 組 合	

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

(イ)洗濯業、(ロ)洗張、染物業、(ハ)理髪・理容業、(ニ)浴場業、(ヘ)写真業、(ホ)その他、の6種類に分けて次のような方法で

それぞれ推計した。

(イ)～(ホ)の部門については、次の3つの方法による推計値を算定し、比較検討の結果、(イ)～(ニ)については第Ⅱ推計値により、(ハ)については第Ⅰ推計によった。

(イ) 旅館・貸間・下宿業・その他の宿泊所

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→所得額と所得率などの税務関係資料を基礎とするもの

(ロ) 洗濯業、洗張、染物業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→従業員数と給与額などを基礎とするもの

(ハ) 理髪・理容業 (ニ) 浴場業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→家計調査を基礎とするもの

(ホ) 写真業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

(ヘ) その他

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

(2) 投入内訳の推計

個人企業経済調査(資料②)税務関係資料および業界資料(資料③, ④, ⑤, ⑦, ⑧)によって業種別、個人・法人別に投入内訳を推計した。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除くすべてが家計消費に配分される。

#### 4 推計上の問題点

この部門の業種別産出額の推計は、各種方法による推計値の検討の結果「個人企業経済調査」を基礎とするものを採用したが、この調査は統計上の精度からみると検討すべき多くの問題をもっている。

### V 修理部門

[修理部門]

#### 1 定義および範囲

ここでは、主として最終需要向のもので、履物修理、家具修理、金物修理、二、三輪車・自転車修理、時計修理、楽器修理をいう。

## 2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国勢調査報告	35年度	総理府統計局	CT.
②	事業所統計調査報告	29年 35年	"	CTIO
③	工業統計表	30年 35年度	通産省	CTIO
④	商業統計表	35年度	"	CT.
⑤	毎月勤労統計調査報告	"	労働省	CT.
⑥	法人企業間接費調査	36年度	経済企画庁	I.
⑦	都市家計調査	35年度	総理府統計局	CT.O.

## 3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

i 修理を業とするもの

(a) 履物修理

資料⑦の一家計当りの履物修理費に都市家計数を乗じて都市分を推計し、一方農家については、上記都市分をもとに都市単身者数に対する農家単身者の比で、のばしその1/2(農家の靴修理回数は都市の1/2と想定)として推計し、この両者の合計から、小売業、製造業の修理収入を除いた。

(b) 家具修理

資料②の29年の収入額を従業者数と平均給与の増加率で延長推計した。

(c) 金物、二・三輪車自転車、時計、楽器修理

資料の関係上、これらのものについては、まず上記家具修理と同じ方法で一括推計した。資料②の29年表では産出額が各項目に分れているが、35年表では分れていないため29年表の構成比率を資料⑧の出荷額の増加率で修正した構成比で分割した。

ii 小売を業とするもの

資料④より修理料収入をとった。

iii 製造を業とするもの

資料③より修理料収入をとった

以上、i+ii+iiiをそれぞれの産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料②, ⑥より求めた粗付加価値率で粗付加価値を算出し、残りを中間経費とした。

また、その内訳については

(イ)粗付加価値は資料②, ⑥により、(ロ)中間経費について

は、資料⑥、および資料③をもとにして、2～3の代表企業の投入内訳を参考に推計した。

### (3) 産出配分の推計

i 履物修理、家具修理、金物修理、時計修理については、全額を家計に配分した。

### ii 二・三輪車・自転車修理

自転車、リヤカー、二、三輪車別に、それぞれの主な配分先をとりあげ、その部門の投入内訳の、二、三輪車自転車修理の投入額を参考に推計した。

### iii 楽器修理

家計の他、教育、その他の娯楽業に配分したが、その配分にあたっては、楽器の保有台数等の利用できる資料がないため、C. Tおよび家計消費（第2次調整済み）の比率で分割した。

## 4 推計上の諸問題

### (1) 生産額について

i 総収入額はもちろん、就業者数についても、上記の項目に分類されているデータがないため、修理部門（履物修理を除く）を一括推計して、その後細分したが、細分にあって基準になる資料がない。

ii とくに履物修理については、事業所統計においても、衣服裁縫修理、履物修理、くつみがき業が一括されているため、履物修理だけの就業者数がかめない。したがって、さきに述べた方法をとったが、これについても仮定が非常に踏意的である。

### (2) 投入内訳について

上記修理部門は従業員1～2名の規模のものがその大半を占めている関係もあって、投入内訳については、はっきりとしたデータがない。そのため投入の分割は、2～3の代表企業を参考にしているため、これがすべての企業にあてはまるかどうかは疑問である。

### (3) 産出額の配分について

i 履物、家具、金物、時計修理は、一応全額家計に配分したが、このうち、家具、時計修理については、一部を内生部門に配分することがのぞましい。

ii 二、三輪車、自転車修理、楽器修理をはじめ、上記の家具修理、時計修理など、内生に配分するにあたっては産出側にはデータが全くといっていいほどない。したが

って、これらのものについては、むしろ各配分先の投入の方の資料を整備し、それを中心に配分額をきめる方向がよい。

## VI 仮設部門

産業連関表を作成するに当り、多くの部門において経費として投入されながら、しかも経費の内訳が、たとえば事務用品のようにその内容が多岐にわたっているため、作成上、これらを品目別に計上するより、一時事務用品として一括投入しておき、あとで総計された事務用品のパターンで各セクターに振り分ける方が便利な部門が少なくない。昭和35年表においては、事務用品、梱包、および不動産賃貸料、ならびに農業の耕種部門における役畜の使役に関する経費を一時畜産から投入するという仮設扱いとし、投入と産出のバランスをとった後に、これをそれぞれのパターンで各部門に振り分けるという方法をとった。このうち畜産の推計方法は畜産部門で説明されているので、ここでは、事務用品、梱包、および不動産賃貸料の推計方法を述べる。

### 1 事務用品

30年表で投入されている品目については、その投入額をそれぞれ産出部門の生産額の伸び率で延長推計した。また30年表では投入されていないが、35年では投入されていると考えられる品目については、他の品目の投入額との比率を考慮して投入し、これらの投入額から算出した構成比率を各部門における事務用品投入額の計に乗じて算出した。しかし、調整においては産出面からの配分要請（とくに繊維部門）を多分にうけ入れて修正することとした。

### 2 梱包

推計方法は事務用品と同じであり、調整上の主部門は製材部門であった。

### 3 不動産賃貸料

法人企業間接費調査および農業経済調査等より産業別に不動産賃貸料の構成率を求め、各産業の生産額にこの比率を乗じた額を総計してC. Tを算出した。また投入構成は、住宅賃貸料のパターンを参照にして住宅賃貸料と不動産賃貸料の性格上当然起り得る経費項目の取捨選択を行ないその構成比率を推計した。